

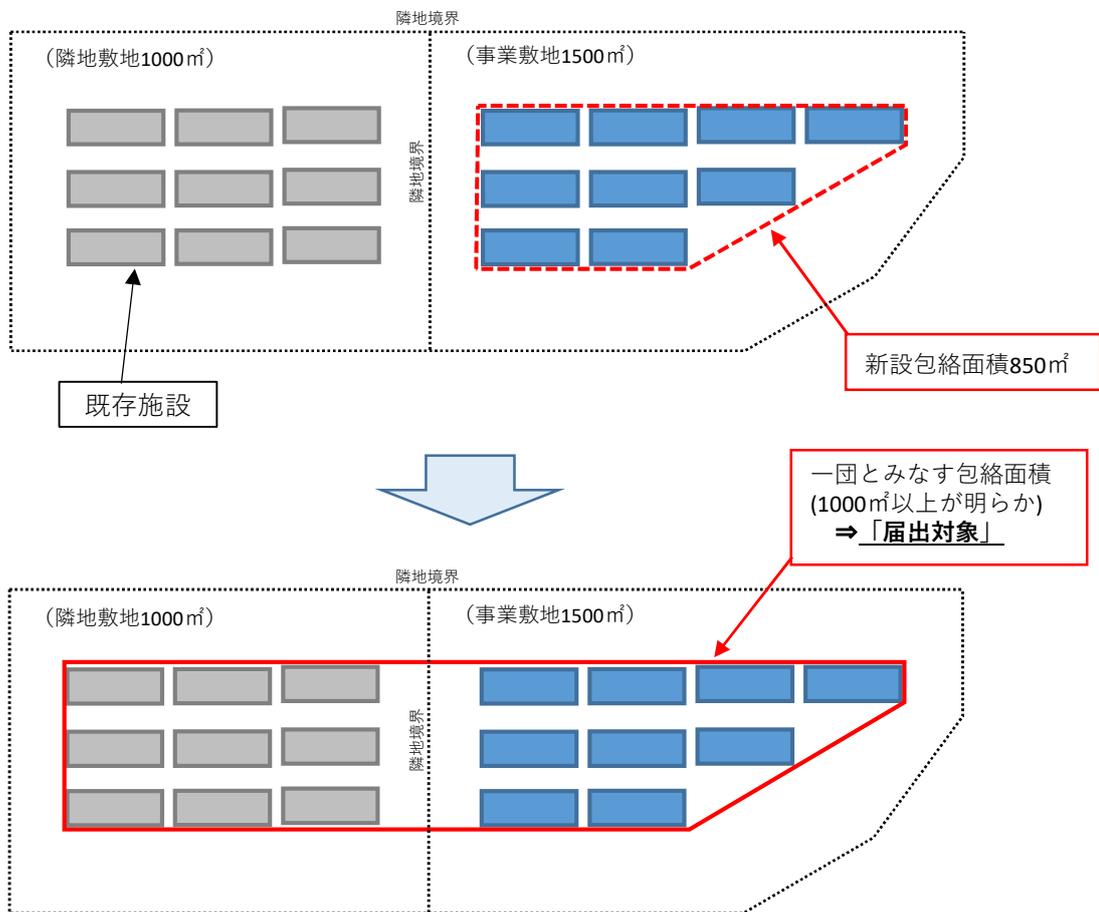
『一団の太陽光発電施設』の考え方について

一団の太陽光発電施設として視認できる場合は、それら全てを包絡した面積が1000㎡以上の場合、届出対象となります。

例えば、事業区域の隣地に太陽光発電施設が既に設置されており、新たに事業区域へ太陽光発電施設を設置することで一団の施設と視認できる場合などがあります。（既存施設が他事業者で設置したものであっても一団の施設とみなします。）

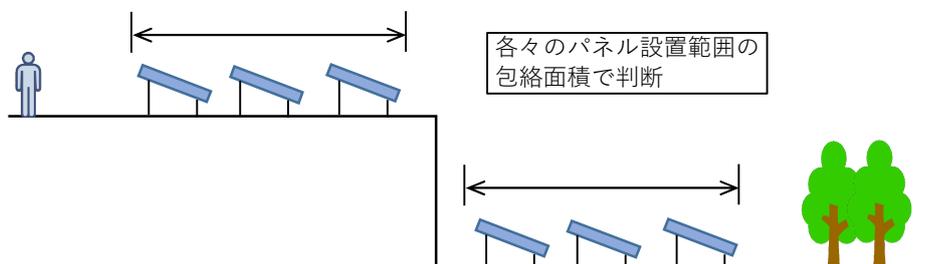
例外となるケースとしては、がけ地の手前とがけ下にパネルを設置するなど、一団の太陽光発電施設として視認できない場合については、各々のパネルを設置する範囲を包絡した面積を判断要件とします。

【例】 隣地に既存施設があり包絡面積1000㎡以上が明らかな場合



※届出対象となった場合の届出の内容は新設行為に関するのみとなります。
既存施設に関する記載や図面の作成等は不要です。

【例】 がけ地に設置され一団として視認されないケース



【隣地既存施設により包絡面積1,000㎡以上の一団の施設とみなす場合の面積の電子申請入力例】

行為の内容		四角内のおり記載		
工作物	届出部分	既存部分	合計	
種類 (例: 太陽光発電施設等)	太陽光発電施設			
	7 / 500		0 / 500	0 / 500
敷地面積 (㎡)	1,500	既存あり	1,500	5 / 500
	5 / 500		4 / 500	
築造面積 (㎡)	850	既存あり	850	19 / 500 (既設包絡により1000㎡以上)
	3 / 500		4 / 500	
高さ (m)	2.3			0 / 500
	3 / 500		0 / 500	

今回新設する敷地・設備の面積を記載